

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労働保険適用徴収業務に必要な経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和47年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労働保険徴収課		労働保険徴収課長		
会計区分	労働保険特別会計徴収勘定		政策・施策名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(Ⅲ-8-1)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第1項		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働保険の適正な適用及び労働保険料の適正な徴収を図ること。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督促などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位: 百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	14,777	14,388	18,119	17,759	19,567	
		補正予算	41	-	-	-		
		前年度から繰越し	23	-	-	1		
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 1	-		
		予備費等	-	-	▲ 37	-		
	計	14,842	14,388	18,082	17,760	19,567		
	執行額	12,785	12,441	15,365				
執行率(%)	86.1%	86.5%	85.0%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	労働保険収納率(前年度以上/毎年度)		成果実績		97.76	97.72	97.99	
			目標値	%	97.47	97.76	97.72	97.99
			達成度		100.3%	99.96%	100.28%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数(前年度以上/毎年度)		活動実績	件	40,454	38,111	48,096	
			当初見込み		39,328	40,454	38,111	48,096
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	100円当たり徴収コスト=徴収事務費/保険収入×100		単位当たりコスト	円	0.86	0.93	0.81	
	X: 徴収事務費 Y: 保険収入		計算式	X/Y × 100	27,975,219,929 / 3,271,238,179,359 × 100	27,137,677,850 / 2,931,703,589,006 × 100	23,786,209,712 / 2,935,696,275,507 × 100	
平成26・27年度予算内訳(単位: 百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	580	630	執行実績等を踏まえて減額要求を行う一方で、情報処理業務庁費及び電子計算機等借料において、システムの更改に係る経費を新たに計上している等ため増額となっている。				
	報奨金	10,769	10,699					
	職員旅費	103	99					
	滞納処分等旅費	42	40					
	委員等旅費	13	13					
	庁費	2,175	2,256					
	情報処理業務庁費	2,279	3,140					
	雇用保険印紙作成費	4	5					
	電子計算機等借料	1,143	2,051					
	労働保険加入促進業務委託費	651	634					
計	17,760	19,567						

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国が所掌する労災保険及び雇用保険の事業を運営するため、労働保険料の徴収等を行うものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が所掌する労働保険の保険料の徴収等を行うものであり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	法律に基づき労働保険料の徴収を行うものであり、成果目標及びその達成手段としてはなじまないが、国が所掌する労災保険及び雇用保険の事業を運営するため労働保険料の徴収等を行うものであり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	平成26年度からは、少額等の随意契約を除き全て一般競争入札を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労働保険の保険料の徴収等を行っているものであるが、事業主から徴収した労働保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	入札の実施等により経費の節減に努めており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働保険料の徴収等に必要な庁費、旅費等で構成されており、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	入札の実施により不用が出ているが、執行率はおおむね90%となっている。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	外部委託化等を通じた行政組織のスリム化を図る等、効果的・低コストな手段で実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みを上回る実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	蓄積した事業場データ等を活用し、適切な労働保険料の徴収等に努めている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	「雇用保険活用援助事業費」は、雇用保険の適正な加入を促進するための周知等を行うものであり、これに対し、本事業は、労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施するものであり「適正な徴収業務」を図ることを目的としている		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	582	雇用保険活用援助事業費	厚生労働省・職業安定局			
点検・ 改善結果	点検結果	成果目標である収納率の向上を見越し、行政経費について、公権力の行使を要する真に行政職員が行わなければならない業務以外は、引き続き、外部委託化・非常勤化を実施し、行政組織のスリム化を図るとともに、執行率を踏まえ、予算の縮減を図る。				
	改善の 方向性	一般競争入札により、安価で調達できたものがあることから、調達結果を踏まえて予算額の縮減を図る。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通	点検結果も妥当であり、本事業は、労働保険の適正な適用及び労働保険料の適正な徴収を図るための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	執行実績を反映できるものについては、要求額に反映させているものの、システム更改に係る新たな経費があるため増額要求となっている。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	731	平成24年	641	平成25年	449

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省(本省)
(15,365百万円)

〔事業管理、委託先への指導〕

B. 都道府県労働局
(11,204百万円)

〔報奨金の審査、交付〕

【企画競争(2者)】

A. (一社)全国労働保険事務組合連合会
(578百万円)

〔未手続き事業場の把握、加入勧奨活動〕

【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第23条に基づく交付】

C. 労働保険事務組合
(10,008百万円(9,445組合))

〔委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務処理〕

D. 事務費
4,778百万円

内訳

労働保険適用指導員の謝金等	541百万円
算定基礎調査、滞納処分等の旅費	58百万円
非常勤職員の賃金、申告書の印刷等	1,301百万円
労働保険適用徴収システムの運用等	2,878百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(一社)全国労働保険事務組合連合会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	委託業務従事職員	202			
管理諸費	事業所費等	70			
事業費	調査説明費及び成功報酬費、普及広報業務等	306			
計		578	計		0
B.東京労働局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	労働保険適用指導員等謝金	33			
報奨金	労働保険事務組合報奨金	964			
旅費	職員旅費、滞納処分等旅費等	1			
庁費	印刷製本費、通信運搬費、賃金等	89			
計		1,087	計		0
C.労働保険事務組合			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
報奨金	人件費等	10			
計		10	計		0
D.富士通株式会社			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
情報処理業務 庁費	労働保険適用徴収システムに係るアプリケーション保守業務一式等	462			
計		462	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一社)全国労働保険事務組合 連合会	労働保険の未手続事業を解消し、労働保険制度に関する周知や相談支援、 適用促進を実施	578	随意契約 (2者)	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	1,090		
2	北海道労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	630		
3	大阪労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	612		
4	愛知労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	526		
5	埼玉労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	456		
6	神奈川労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	431		
7	福岡労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	424		
8	静岡労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	372		
9	兵庫労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	371		
10	千葉労働局	労働保険の保険関係の成立及び消滅、保険料の納付の手続き等の業務	356		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
2	B事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
3	C事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
4	D事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
5	E事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
6	F事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
7	G事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
8	H事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
9	I事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		
10	J事務組合	委託事業場に係る労働保険料の申告、納付等の事務	10		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士通株式会社	労働保険適用徴収システムに係るアプリケーション保守業務一式(平成25 年度)	462	1	94.7%
2	IBJL東芝リース株式会社	労働保険適用徴収システムに係るハード・ソフトの賃貸借及び保守(その3)	460	1	75.1%
3	東京センチュリーリース(株)	労働保険適用徴収システムに係るハード・ソフトの賃貸借及び保守(本省)	314	2	34.6%
4	株式会社 JECC	労働保険適用徴収システムに係るハード・ソフトの賃貸借及び保守(その2)	240	3	49.7%
5	株式会社 三菱総合研究所	労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合工程管理等支援業務一式 (25年度分)	184	1	97.9%
6	東京センチュリーリース(株)	労働保険適用徴収システムに係るハード・ソフトの賃貸借及び保守(その1)	113	2	38.3%
7	株式会社 三菱総合研究所	労働保険適用徴収システムフェーズ2に係る工程管理等支援業務(平成25 年度分)	110	1	98.2%
8	富士通株式会社	労働保険適用徴収システムに係る機能改修業務(成立届受付機能等に関す る改修)	91	1	97.9%
9	日本郵便 株式会社	後納郵便料	87		
10	富士通株式会社	労働保険適用徴収システムに係る機能改修業務(特別加入者の給付基礎日 額上限額変更等に伴う改修)	83	1	94.4%

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	石綿健康被害救済事業に必要な経費		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成19年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	労働保険徴収課		労働保険徴収課長		
会計区分	労働保険特別会計徴収勘定		政策・施策名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(Ⅲ-8-1)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	石綿による健康被害に対する救済に関する法律第35条、第36条及び第38条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿による健康被害に対する救済給付に充てるため、労災保険適用事業主から、毎年度一般拠出金を徴収する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付しているものである。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	8,846	8,722	8,906	3,701	3,633	
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	8,846	8,722	8,906	3,701	3,633		
	執行額	8,711	8,698	8,874				
執行率(%)	98.5%	99.7%	99.6%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	一般拠出金収納率 (前年度以上/毎年度)		成果実績	%	98.2	98.2	98.4	
			目標値		98.3	98.2	98.2	98.4
			達成度		99.9%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数 (前年度以上/毎年度)(事業番号459と同。ただし、労働保険未手続事業全体)		活動実績	件	40,454	38,111	48,096	
			当初見込み		39,328	40,454	38,111	48,096
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	100円当たり徴収経費=徴収事務費/拠出金収入×100 X:徴収事務費 Y:拠出金収入		単位当たりコスト	円	2.24	2.2	2.1	
			計算式	X/Y×100	188,345,425/8,407,061,609×100	186,551,387/8,487,597,957×100	181,576,808/8,529,202,789×100	
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	172	187	石綿健康被害救済事業交付金の減による減額要求				
	報奨金	5	7					
	委員等旅費	0	0					
	庁費	8	11					
	石綿健康被害救済事業交付金	3,509	3,414					
	賠償償還及払戻金	7	13					
	計	3,701	3,633					

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	石綿健康被害の救済を行うため、労災保険適用事業主から一般拠出金の徴収等を行うものであり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が石綿健康被害の救済を行うための財源として、一般拠出金の徴収等を行うものであり、国が実施すべきである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			徴収した一般拠出金を、法律に基づき環境省所管の独立行政法人に交付しているものであるため、成果目標及びその達成手段としてはなじまないが、石綿健康被害の救済を行うためのものであり、労災保険適用事業主から一般拠出金の徴収等を行うものであり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	少額の随意契約を除き全て一般競争入札を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、一般拠出金の徴収等を行っているものであるが、事業主から徴収した一般拠出金収入及び法律に基づき繰り入れた一般会計から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	入札の実施等により経費の節減に努めており、妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	一般拠出金の徴収等に必要な謝金、庁費、独立行政法人環境再生保全機構への交付金等で交付されており、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	他の事業と一体的に実施しており、低コストで実施できている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みを上回る実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	蓄積した事業場データ等を活用し、適切な一般拠出金の徴収等に努めている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	成果目標を下回っているものの、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を、環境省所管の(独)環境再生保全機構に交付するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価及び予算額についても妥当な水準である。				
	改善の方向性	本事業の必要性の観点からの評価及び予算額についても妥当な水準であることから、引き続き効率的な執行に努める(必要な予算措置に努めること)。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であり、本事業は、石綿による健康被害に対する救済給付に充てるため、労災保険適用事業主から、毎年度一般拠出金を徴収するための事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保しつつ、適正な執行を行うこと。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
—						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	732	平成24年	642	平成25年	450

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省(本省)
(8,692百万円)

〔 交付金の交付 〕



【「石綿による健康被害の救済に関する法律」第36条に基づく交付】

A. (独)環境再生保全機構
(8,692百万円)

〔 健康被害の認定、救済給付の給付等 〕

厚生労働省(本省)
(182百万円)

厚生労働省(本省)
(182百万円)



B. 都道府県労働局
(174百万円)

〔 一般拠出金の徴収、報奨金の審査、交付 〕

〔 一般拠出金の過誤納に対する払戻金の支払い 〕



【「石綿による健康被害の救済に関する法律」第38条第3項に基づく交付】

C. 労働保険事務組合
(11百万円(9,112組合))

〔 委託事業場に係る一般拠出金の申告・納付 〕

【「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」第2条の3に基づく還付】

D. 事業主
(9百万円(6,143件))



E. 事務費
162百万円

〔 内訳 一般拠出金徴収指導員の謝金等 155百万円
申告書の印刷等の経費 8百万円 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.(独)環境再生保全機構			E.水三島紙工株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
基金	石綿健康被害救済基金	8,692	庁費	印刷製本費等	5
計		8,692	計		5
B.東京労働局			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	一般拠出金徴収指導員謝金	15			
返還金	-	3			
計		19	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
-	-	-			
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
-	-	-			
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)環境再生保全機構	石綿健康被害救済基金の運営等	8,692		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	19		
2	大阪労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	13		
3	神奈川労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	10		
4	福岡労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	9		
5	愛知労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	9		
6	北海道労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	8		
7	兵庫労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	8		
8	埼玉労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	5		
9	千葉労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	5		
10	静岡労働局	一般拠出金の申告、給付等の事務	5		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.07		
2	B事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.07		
3	C事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.07		
4	D事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.07		
5	E事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.05		
6	F事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.05		
7	G事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.04		
8	H事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.04		
9	I事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.03		
10	J事務組合	委託事業場に係る一般拠出金の申告、給付等の事務	0.02		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	—	0.16		
2	B社	—	0.07		
3	C社	—	0.05		
4	D社	—	0.05		
5	E社	—	0.05		
6	F社	—	0.05		
7	G社	—	0.03		
8	H社	—	0.03		
9	I社	—	0.03		
10	J社	—	0.02		

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	水三島紙工株式会社	労働保険の徴収関係用紙の印刷業務	5	2	84.6%

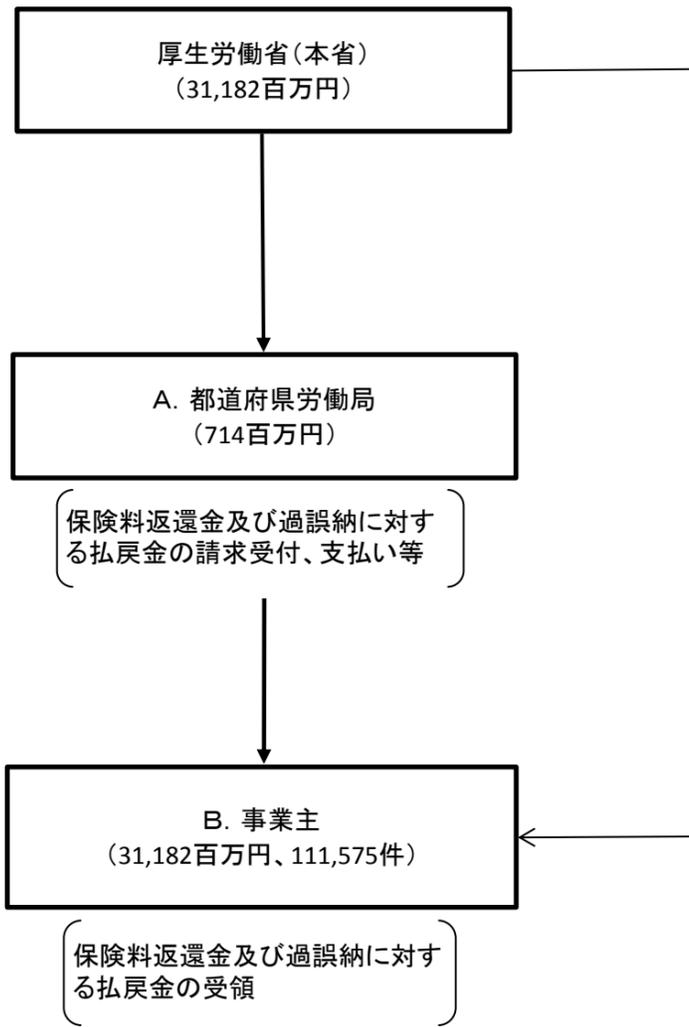
平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労働保険料の返還等に必要経費		担当部局	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和47年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	労働保険徴収課		労働保険徴収課長		
会計区分	労働保険特別会計徴収勘定		政策・施策名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(Ⅲ-8-1)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第6項及び第20条第3項		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料の精算等を適正に実施する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による返還金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	53,814	47,110	49,338	52,827	47,765	
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	53,814	47,110	49,338	52,827	47,765		
	執行額	34,878	33,683	31,182				
執行率(%)	64.8%	71.5%	63.2%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	返還等率: 返還等額/適正な返還等請求額(100%/毎年度)		成果実績	-	-	100		
			目標値	-	-	100	100	
			達成度	-	-	100		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	保険料の精算による返還金及び過誤納に係る払戻金の支払い実績		活動実績	千円	34,878,260	33,682,905	31,182,365	
			当初見込み		-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	保険料の精算等による返還金等を行うための事務費は計上しておらず、単位当たりコストは算出できない。		単位当たりコスト					
			計算式					
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	保険料返還金	51,635	46,639	執行実績を踏まえて、要求額を見直したことによる減。				
	賠償償還及払戻金	1,192	1,126					
計	52,827	47,765						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労働保険料の精算に伴う返還金であり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国が徴収等を行っている労働保険料の精算返還金であり、国が実施するべきである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	保険料の精算による返還金及び過誤納に係る払戻金のため、成果目標及びその達成手段としてはなじまないが、労働保険料の精算に伴う返還金等の経費であり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	労働保険料の確定精算に伴う返還金等のみであり、必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	保険料率の収入見込みに応じて積算しているが、不用が大きくなっている。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	成果実績及び活動実績については現在精査中であるため、数値が確定次第評価することとする。				
	改善の 方向性	予算額について、不用が大きくなっていることから見直すこととする。				
外部有識者の所見						
改善の方向性のとおり、不用額の精査と、執行率にもとづいた予算要求をお願いする。(井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 部改善 の一	執行状況を踏まえ、予算額の縮減を図ること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	外部有識者の所見を踏まえて、不用額の精査を行い、要求額を縮減して要求することとした。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	734	平成24年	644	平成25年	452

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. 東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
返還金	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	207			
計		207	計		0
B. A社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
返還金	-	428			
計		428	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	207		
2	大阪労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	59		
3	神奈川労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	50		
4	愛知労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	32		
5	福岡労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	29		
6	北海道労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	29		
7	兵庫労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	25		
8	埼玉労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	22		
9	青森労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	22		
10	熊本労働局	保険料返還金及び過誤納に対する払戻金の請求受付、支払い等	19		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	—	428		
2	B社	—	415		
3	C社	—	377		
4	D社	—	333		
5	E社	—	308		
6	F社	—	300		
7	G社	—	277		
8	H社	—	265		
9	I社	—	233		
10	J社	—	208		